

- | | | |
|----|--|--|
| 改正 | 昭和62年3月20日条例第12号
〔北海道条例の整理等に関する条例第11条による改正〕 | 平成10年7月1日条例第33号
〔附属機関の整理等に関する条例第17条による改正〕 |
| | 平成21年3月31日条例第15号
〔北海道条例の整備に関する条例第90条による改正〕 | 平成25年3月29日条例第14号
〔附属機関の設置等に係る関係条例の一部を改正する条例第10条による改正〕 |

北海道地方競馬運営委員会条例をここに公布する。

北海道地方競馬運営委員会条例
(設置)

第1条 地方競馬の円滑な運営を期するため、知事の附属機関として、北海道地方競馬運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、地方競馬の執行に関し、知事の諮問に応じ調査審議するほか、必要に応じ知事に意見を具申するものとする。

一部改正〔平成25年条例14号〕

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

一部改正〔昭和62年条例12号・平成10年33号・21年15号〕

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選した者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長共に事故があるときは、あらかじめ委員の互選する委員が委員長の職務を代理する。

(知事への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔昭和62年条例12号〕

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和27年9月1日から適用する。

2 この条例施行の際、北海道地方競馬運営委員会規程(昭和23年北海道告示第648号)による委員会の委員たる者は、引き続きこの条例の規定による委員会の委員の職にあるものとする。

附 則(昭和62年3月20日条例第12号)

〔北海道条例の整理等に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成10年7月1日条例第33号抄)

〔附属機関の整理等に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正前のそれぞれの条例等の規定により定められた附属機関の委員の数については、この条例の施行後初めて委員の任期の満了による新たな委員の任命又は委嘱が行われる日の前日までは、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に在任中の北海道地方競馬運営委員会の委員の任期については、平成9年

6月1日から起算して第17条の規定による改正後の北海道地方競馬運営委員会条例第3条第3項の規定を適用する。

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成25年3月29日条例第14号）

〔附属機関の設置等に係る関係条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。